部長及び参事官
殿
所　属　長

地域発第７１号
（交企、交指）
令和５年３月28日
５年保存（口訓）
本　部　長

「街頭活動における自転車乗車用ヘルメットの着用について(通達乙)」の廃止等について（通達乙）

職員が自転車を利用して街頭活動を行う際の自転車乗車用ヘルメットの着用については、これまで「街頭活動における自転車乗車用ヘルメットの着用について（通達乙)」（令和３年７月１日地域発第183号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第32号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第63条の11の規定により、全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課され、当該規定が令和５年４月１日から施行されることとなった。

職員が自転車に乗車する際の留意事項については、「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について（通達乙)」（令和５年１月17日交企発第14号）第３の３で示達したとおりであるが、同通達に基づき、公私を問わず乗車用ヘルメットを着用するよう徹底されたい。

なお、旧通達については、令和５年３月31日をもって廃止する。

担当：地域課　指導　3572、3573